

「しろい子どもプラン - 第二期白井市子ども・子育て支援事業計画 -」
における提供区域設定について

1 提供区域とは

(1) 計画への記載が必須とされている

「子ども・子育て支援事業計画」では下記が必須記載事項としてあげられている。

「各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み」
「教育・保育提供区域の設定」
「実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」
を各年度毎に示す。

併せて、地域子ども・子育て支援事業についても提供区域ごとに計画期間における「事業の量の見込み」を定め、それに対応するよう事業ごとに確保の内容及び実施時期を計画に掲載することが基本指針としてあげられている。

(2) 計画上の区域であり、施設利用の範囲を決めるものではない

提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではない。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはない。

「施設や事業の利用については、提供区域内での利用が基本となるが、区域外の施設・事業の利用も可能」(国基本指針)

2 現行計画での提供区域設定

現行の計画においては、以下のとおり提供区域を「1」(市全域)と設定している。

第4章 第1節 教育・保育の提供区域の設定

本市では、アンケート調査結果から算出されたニーズ量から小学校区等の複数区域を想定した場合、各区域内におけるニーズや施設配置に差が大きく、調整が困難となることが見込まれます。

そのため、市の将来人口の見込み、市の教育・保育施設の分布・整備状況等、市の実情を総合的に勘案した結果、本市では、市全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、市全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

3 第二期計画における提供区域設定(事務局案)

教育・保育の提供区域については現行計画を踏襲し、引き続き市全域で1つの提供区域とします。

ただし、第二期計画中、大量の需要発生、著しい利用状況の変化が起こった場合は、市内全体の視野で調整し、地域の実情に応じて施設整備を検討する等の適正な対応を図ることとします。

